

郡上市住民自治基本条例

【第2回】

役割

『市民が主人公のまちづくり』

郡上市住民自治基本条例は、市民・議会・市長等がそれぞれの役割と責務に基づいた協働によるまちづくりを進めることを目的としています。

条例では、「まちづくりの主人公である市民の権利や役割」と、「住民の代表である議会や、市長等・市職員の役割や責務」が明記され、それぞれがその役割を担い、人と人とのつながりを大切にされた協働によるまちづくりをめざすこととしています。

そこで今回は市民・議会・市長等のそれぞれの役割について説明します。

市民とは

- ・市内に住む人
- ・市内で働く人、学ぶ人
- ・市内で事業活動を行う事業所
- ・市内で活動する団体等



市長等とは

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます

市民の役割

- 市民は、市政やまちづくりに参画する権利があります。
- 市民は、まちづくりに積極的に参画することが責務とされ、また自らがまちづくりの主人公であることを意識しながら、市政やまちづくりに関心を持ち、責任をもって参画することが求められています。

※第4章 市民の権利及び責務
第6条(市民の権利)、第7条(市民の役割と責務)

市民

<基本原則>

- ・市民参画
- ・情報の共有
- ・協働によるまちづくり
- ・地域資源の活用

市長等の役割

- 市長等は、その責任において公平、公正、誠実、迅速及び効率的な事務を執行します。

また、市長等は、企画立案、実施、評価及び効果について、市民に対し分かりやすく説明します。

- 市長は、まちづくりにおいて市民の自主的な活動への支援を行うよう努めます。市長は、市職員を適切に指揮監督し、市政の課題に積極的に取り組む市職員の育成に努めます。

- 市職員は、市民の一員として、積極的にまちづくりへ参加します。

※第5章 議会及び市長等の役割と責務
第9条(市長等の責務)、第10条(市長の責務)、第11条(市職員の責務)

議会

市長等 (市役所)

議会の役割

- 議会は選挙で選ばれた住民の代表者が構成する議決機関として、市民に開かれた議会の運営に努めます。

※第5章 議会及び市長等の役割と責務
第8条(議会の役割と責務)



—市民のみなさんへ—

基本理念で「まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長等とともに協働によるまちづくりを進め、いつまでも住み続けられる郡上市をめざします」とあり、市民のみなさんには、積極的な市政への参画が求められています。

現在郡上市では、郡上市住民自治基本条例制定後の具体的な取り組みとして、審議会等の委員の公募や審議会等の会議の公開を進めていますので、市民のみなさんの積極的な参画をお待ちしております。

次回第3回のテーマは「市民参画及び協働」です。

☎ 市長公室企画課 ☎ 67-1831